

## 報告第4号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年6月9日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第8号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

## 損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和5年3月31日専決

亀岡市長 桂川孝裕

### 記

- 1 損害賠償の額 238,775円
- 2 損害賠償の相手方 ヤマト運輸株式会社 関西支社
- 3 事故の概要

令和5年2月22日午前10時12分頃、亀岡市篠町篠上西裏地内の市道上又上西裏線を運送車が走行中、道路側溝に敷設されているグレーチング蓋が跳ね上がり、車両底に設置されているバッテリー及びフレームが損傷した。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 238,775円
- 2 損害賠償の相手方 ヤマト運輸株式会社 関西支社
- 3 事故の概要

令和5年2月22日午前10時12分頃、亀岡市篠町篠上西裏地内の市道上又上西裏線を運送車が走行中、道路側溝に敷設されているグレーチング蓋が跳ね上がり、車両底に設置されているバッテリー及びフレームが損傷した。